

学校法人二松学舎貸与奨学生規程  
(平成18年10月31日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人二松学舎は、人物、学業成績とも優秀で、かつ家計急変等により学費納入が困難な学生の就学を奨励するため貸与奨学生制度を設け、学生等納付金(以下「学納金」という。)の一部または全額を奨学生として貸与し、本学課程の卒業または修了を支援する。

(資金)

第2条 奨学生は、次の資金をもって充てる。

- (1) 寄付金
- (2) 本学が毎年度の予算に計上する資金
- (3) 返還金

(貸与対象者)

第3条 奨学生の貸与対象となる学生(以下「奨学生」という。)は、正規課程に在籍する2年次生以上とし、外国人留学生は対象から除く。

2 奨学生は、大学生、大学院生については奨学生本人に貸与し、高校生については奨学生的保護者(以下「受給者」という。)に貸与する。

(期間)

第4条 奨学生の貸与は当該年度限りとする。

2 2年以上貸与を希望する者は、1年度毎に改めて出願しなければならない。

(貸与額)

第5条 奨学生の貸与額は、当該年度学納金(大学生及び大学院生は授業料及び施設費、高校生は授業料、施設費及び維持費)相当額の2分の1以内とする。但し、特段の事情があると学長または校長が認めたときは、理事長の承認を得て、当該年度学納金相当額の範囲内の金額を貸与することができる。

2 大学等における修学の支援に関する法律に基づき実施される高等教育の修学支援制度の適用を受ける者の奨学生は、前項の規定によらず、別に定めるところにより、貸与するものとする。

(使用目的)

第6条 奨学生は、奨学生の未納の学納金の納入に充て、他の目的に使用してはならない。

(利息)

第7条 貸与奨学生は無利息とする。

第2章 募集、出願手続き、選考

(募集時期)

第8条 奨学生の募集は、大学生、大学院生に対しては毎年1月、高校生に対しては同12月に行う。但し、特段の事情ある場合には、追加で募集することができる。

(出願)

第9条 奨学生の貸与を希望する者は次の各号の書類を添え、大学にあっては学生支援課、高等学校にあっては高等学校事務室を通じて願い出るものとする。

- (1) 願書
- (2) 奨学生を必要とする理由書または家計急変等を証明する書類
- (3) その他必要な書類

(選考及び決定)

第10条 奨学生の選考は、書類審査及び面接によって次のように行う。

(1) 大学生、大学院生 大学で定める審査会等の議を経て、学長の推薦に基づき理事長が決定する。

(2) 高校生 各高等学校で定める審査会等の議を経て、校長の推薦に基づき理事長が決定する。

(通知)

第11条 奨学生の採否通知は、書面により出願者またはその保護者に対して行う。

(誓約書、借用証書)

第12条 奨学生に採用された者は、保証人連署の誓約書及び借用証書を速やかに提出しなければならない。奨学生の貸与は、前記書類の提出がなされた後に行う。

第3章 返還手続き、届出

(返還期間及び方法)

第13条 貸与奨学生の返還期間及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 返還期間 大学生、大学院生 卒業または修了年度の翌年度から4年間。  
第18条に規定する失格事由以外で学籍を離れた者も同様とする。
- 高校生の受給者 奨学生の卒業年度の翌年度から3年間。
- (2) 返還金額 毎年度、貸与額の均等返還。
- (3) 返還方法 每年度、12月末日までに本学指定の銀行口座へ振り込む。

(一括返還及び繰上返還)

第14条 奨学生、受給者または保証人から申し出のあった場合は、返還期間の定めに関わらず一括返還または繰上返還を認める。

(返還免除)

第15条 奨学生または受給者が死亡したときは、奨学生の返還義務を免除する。

2 奨学生または受給者が重度の身体障害者となつた場合は、奨学生、受給者または保証人の申し出により、理事長が認めたときは、既に返還されたものを除き、奨学生の返還を免除することができる。

(返還猶予)

第16条 奨学生または受給者が、傷病その他やむを得ない事由により奨学生の返還が一時的に困難になつたときは、奨学生、受給者または保証人の申し出により理事長が認めたときは、奨学生の返還を猶予することができる。

(督促)

第17条 正当な事由が無く奨学生の返還を3月以上怠つた者には督促を行う。督促を行つても返還の無い場合は、法に定める手続きを行う。

(失格)

第18条 次に掲げる各号の一に該当した者は奨学生の資格を失い、奨学生または受給者は貸与された奨学生を直ちに返還しなければならない。

- (1) 退学、除籍、または停学の処分をうけたとき  
(2) 成績不振または素行が好ましくないと、教授会、研究科委員会または教員会議で認めたとき  
(3) 提出書類に虚偽の記載、または重大な事実の隠匿があったとき

(届出)

第19条 次に掲げる事項が生じた場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 奨学生、受給者及び保証人の住所変更があったとき  
(2) 奨学生、受給者及び保証人の勤務先または勤務地の変更があったとき  
(3) その他、奨学生、受給者及び保証人の身分に重要な変更があったとき

#### 第4章 補則

(事務担当)

第20条 奨学生の事務は、奨学生が大学生、大学院生については学生支援課が、高校生については各附属高等学校事務室が行う。

(債権管理等)

第21条 債権管理は大学事務局経理課が行い、督促に係る連絡業務は前条に規定する事務担当部署と大学事務局が担当する。

(施行細則)

第22条 本規程に定めることの他、必要な事項は細則をもって別に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は、平成18年10月31日から施行する。

附則（平成22年3月23日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日）

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

附 則（2020年10月20日）

この規程は、2020年4月1日から適用する。